

(表)

教員免許について

先生として授業を行うには、該当する校種・職種の教員免許状を持っている必要があります。中学校、高等学校は教科ごと、特別支援学校は障害の種類ごとの免許状になります。

《免許状の基本的な取得条件》

1 必要な学歴を満たしていること。

区分	大 >> 専門性・知識量 >> 小		
	専修	一種	二種
幼稚園	大学院修了	大学卒業	短期大学卒業
小学校			
中学校			
高等学校			
特別支援学校	大学院修了 (同時に他校種の免許状の取得が必要)	大学卒業 (同時に他校種の免許状の取得が必要)	短期大学卒業 (同時に他校種の免許状の取得が必要)
養護教諭	大学院修了	大学卒業	短期大学卒業
栄養教諭	大学院修了 ＋管理栄養士	大学卒業 ＋管理栄養士	短期大学卒業 ＋栄養士

※高校の免許状は短期大学卒業では取得することができません。

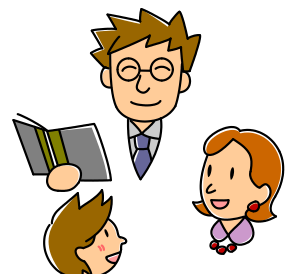
2 教員免許状を取得できる大学等で授業を受け、法律で決められた単位を修得すること。

- ・教科及び教職に関する授業
 - 教科に関する授業…国語や数学といった各教科に関する内容
 - 教職に関する授業…先生に必要な知識を学ぶ。教育実習も含まれる
- ・その他の授業…「日本国憲法」、「外国語」、「体育」、「情報」又は「人工知能」

3 小中学校の教員免許状を取得する場合は7日間の介護等体験を行うこと。

実施例

- ・福祉施設での体験 5日間
- ・特別支援学校での体験 2日間



中学校、高等学校には どんな教科の免許状があるの？

中学校

国語	家庭
社会	職業
数学	職業指導
理科	職業実習
音楽	外国語
美術	宗教
保健体育	
保健	
技術	

15教科

高等学校

国語	看護	水産
地理歴史	看護実習	水産実習
公民	家庭	福祉
数学	家庭実習	福祉実習
理科	情報	商船
音楽	情報実習	商船実習
美術	農業	職業指導
工芸	農業実習	外国語
書道	工業	宗教
保健体育	工業実習	
保健	商業	
	商業実習	

32教科

高校で勉強する内容はさらに難しく専門的になります。
教える分野についてより詳しくなる必要があるため、
教科の種類も増えていきます。

どんな勉強(単位を修得)をするの？

例) 小学校、中学校、高校教員免許の場合

【教科及び教職に関する科目】

- ・教科及び教科の指導法に関する科目
- ・教育の基礎的理解に関する科目
- ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ・教育実践に関する科目
- ・大学が独自に設定する科目

【その他の科目】

「日本国憲法」「外国語」「体育」
「情報」又は「人工知能」 の4科目

